

～あなたの会社は大丈夫？～

平成29年9月・10月は

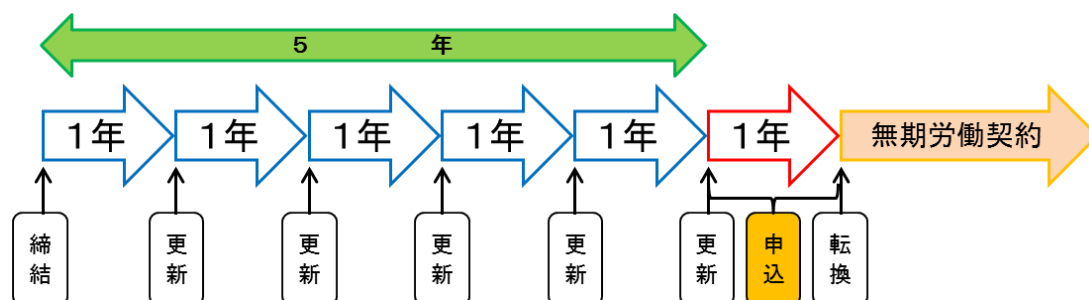
無期転換ルール取組促進キャンペーン

期間です

1. 無期転換ルールの概要

無期転換ルールとは、同一の事業主との間で結ばれた有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込（無期転換申込権の行使）により、無期労働契約に転換するルールです（労働契約法第18条・平成25年4月1日施行）。

パート・アルバイト・準社員・契約社員などの名称にかかわらず、雇用期間に定めのある労働者を1人でも雇用していれば、就業規則の整備や労働者への周知などの対応が必要です。

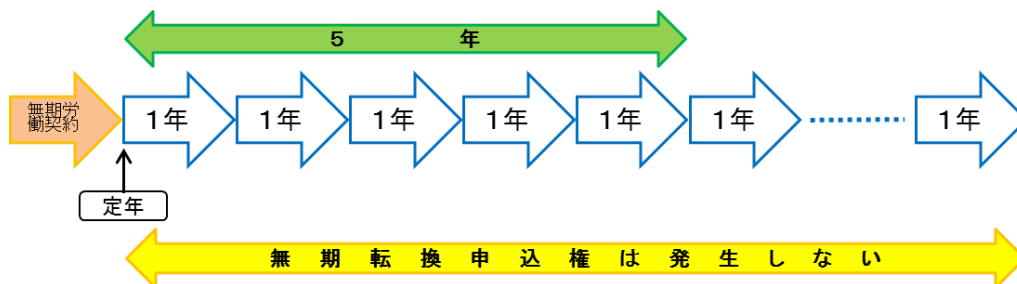


- 無期労働契約… 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。
- 更新… 無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、**あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません**（法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます）。
また、無期転換させないことを目的に、特別な理由なく雇止めを行うことは、大きなトラブルを招くおそれがあります。

2. 無期転換ルールの特例：有期雇用特別措置法（有期特措法）

定年に達した後引き続き雇用される有期労働契約者（継続雇用の高齢者）には、「無期転換申込権が発生しない」特例があります。

特例の対象となるためには、有期特措法に基づき、その雇用する事業主が、「適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける」ことが必要です。



- 特例の適用を受けるには
雇用管理措置に関する計画（第二種計画）の認定申請が必要です。申請方法の詳細は三重労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

3. キャンペーンの内容

(1) 「労働契約法・無期転換ルール等に関する説明会」を開催します

主に事業主・労務管理担当者の皆様向けに、就業規則の整備や対象となる労働者への説明など、事前に済ませておくべきことからについて、詳しく説明します。

○四日市会場 日 時：平成29年10月12日（木）14：00～16：00
場 所：四日市商工会議所（四日市市諏訪町2-5）
定 員：180名

○津 会 場 日 時：平成29年10月13日（金）14：00～16：00
場 所：三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234）
定 員：250名

※事前申込制です。申込書は三重労働局ホームページ（<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からダウンロード可能です。定員に達し次第締め切ります。

(2) 無期転換ルール特別相談窓口を開設します

労働者や事業主・労務管理担当者の皆様を対象に、無期転換ルールに関する相談を受け付けます。

○受付時間：9時30分～17時00分 月曜日～金曜日（祝日除く）

○相談方法：電話または来庁

○受付窓口：三重労働局 雇用環境・均等室
津市島崎町327-2津第二地方合同庁舎2階

○相談内容：無期転換ルールの概要・導入手順
無期転換後の労働条件の定め方（就業規則の整備等）
無期転換ルールに関する労使トラブル（雇止め等）

(3) 専門相談員による個別相談特別窓口を開設します

主に事業主・労務管理担当者の皆様からの個別相談を受け付けます。スムーズな相談のため事前電話予約をお願いします（電話：059-226-2110）。

○受付時間：9時30分～16時30分

○9月の相談日：7日（木）、15日（金）、22日（金）、29日（金）

○10月の相談日：3日（火）、10日（火）、19日（木）、25日（水）、31日（火）